

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第21号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第22号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充て

られることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢崎市市税条例第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条ただし書の規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 23 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 13 の項を削り、14 の項を 13 の項とし、15 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 28 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 24 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例)」を付し、同項の次に次の 1 項を加える。

20 前項の規定は、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の国民健康保険税であつて、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が定められているものについて適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 20 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

13 前項の規定は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が定められているものについて適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を 「第5章
第6章
事業所内保育事業（第43条—第49条）
雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「号」の
次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う
者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類
するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、
抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること
ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同
じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に
代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知
覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1
章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第 42 条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 28 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 28 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 3 を削り、同表備考 4 を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「4 の」

を「3の」に改め、同備考5を同表備考4とし、同表備考6中「4又は5」を「3又は4」に改め、同備考6を同表備考5とし、同表備考7中「4から6まで」を「3から5まで」に改め、同備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和3年9月以後の利用者負担について適用し、同年8月以前の利用者負担については、なお従前の例による。

伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第29号

伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する
条例

(伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第175号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に、「第20条—第22条」を「第19条—第21条」に、「第23条—第27条」を「第22条—第26条」に、「第28条—第33条」を「第27条—第32条」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

第4章中第19条を第18条とする。

第5章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第6章中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

(伊勢崎都市計画事業東部第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 伊勢崎都市計画事業東部第二土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第176号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に、「第20条—第22条」を「第19条—第21条」に、「第23条—第27条」を「第22条—第26条」に、「第28条—第33条」を「第27条—第32条」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

第4章中第19条を第18条とする。

第5章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第6章中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

(伊勢崎都市計画事業茂呂第一土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 伊勢崎都市計画事業茂呂第一土地区画整理事業施行規程(平成17年

伊勢崎市条例第177号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条」に、「第19条―第21条」を「第18条―第20条」に、「第22条―第24条」を「第21条―第23条」に、「第25条―第31条」を「第24条―第30条」に、「第32条―第37条」を「第31条―第36条」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

第5章中第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第6章中第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第7章中第25条を第24条とし、第26条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

第29条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

第8章中第32条を第31条とし、第33条から第37条までを1条ずつ繰り上げる。

(伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程(平成17年伊勢崎市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。